平成２０年（フ）第１０２号
香川県三豊市財田町財田中4021番地
破産者　宝田建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成１９年（フ）第１３９５号
北九州市若松区響町１丁目105番12
破産者　株式会社ベストン北九州
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８７号
札幌市清田区北野３条３丁目２番６号
破産者　株式会社ノースウェーブ
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７６号
札幌市西区平和３条７丁目１番19号、登記簿上の本店所在地札幌市中央区大通西11丁目４番地　大通藤井ビル８階
破産者　株式会社パラダイス流通サービス
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字二又23番地２
破産者　六ヶ所観光株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１１４号
茨城県取手市東６丁目72番１号
破産者　中央開発土木株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第２１６号
新潟県長岡市滝の下町12番65号
破産者　秋葉テキスタイル加工株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
岐阜県土岐市肥田町肥田2789番地
破産者　有限会社リーオートパーツ
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１１５号
三重県津市美杉町三多気403番地
破産者　福井　博彦
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２号
三重県四日市市諏訪栄町17－３、住民票上の住所三重県津市安濃町内多1364番地８
破産者　市野　正人
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成１７年（フ）第５８号
滋賀県草津市東矢倉２丁目５番36号、最後の住所京都市山科区大塚高岩12番地45
破産者　愛滋会矢倉診療所こと　兼高　明生
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８７３号
岡山県和気郡和気町田原下1119番地
破産者　大饗　一充
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１０６号
宮崎県日向市東郷町山陰己914番地１
破産者　宮崎ウッドテクノ株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３５号
東京都北区中里２丁目20番12―405号　サンワード駒込、旧住所長崎県北松浦郡江迎町三浦免68番地２
破産者　下條　泰介
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
山梨県南巨摩郡鰍沢町655番地の68
破産者　矢崎　章利
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６２号
大分県佐伯市野岡町１丁目６番21号
破産者　土澤　　浩
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第１３４６号
埼玉県蓮田市大字馬込1359番地の５
破産者　齋藤　維男
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１４０７号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目10番６号　ファーストピボット302、開始決定時の住所埼玉県朝霞市栄町３丁目５番15―604号
破産者　関根　幸一
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１４７８号
さいたま市岩槻区大字釣上新田921番地14、旧住所東京都豊島区西池袋２丁目34番８号　メゾンＲ　102号
破産者　工藤　善和
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６９２号
埼玉県戸田市下前１丁目９番30－１Ｆ号池田ビル、開始決定時の住所さいたま市南区太田窪４丁目17番21―304号
破産者　向田　真一
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係